

中国の気象災害への取組み —気象災害防御条例の制定—

海外立法情報調査室 宮尾 恵美

【目次】

はじめに

I 中国の気象災害の現状

- 1 自然災害の現状
- 2 気象災害の現状

II 自然災害対策

- 1 防災・減災計画
- 2 法制化
- 3 災害管理体制

III 気象災害防御条例について

- 1 制定の経緯
- 2 構成と概要

おわりに

翻訳：気象災害防御条例

はじめに

中国は自然災害の多発国である。最近では、2008年5月の四川省汶川地震、2010年4月の青海省玉树県地震が大きな被害をもたらしたことは記憶に新しい。地震だけではなく、2008年6月には、過去50年で最大という暴風雨による洪

水が広東省等華南地域で発生し、雲南、四川、貴州等中国南西部では2009年9月頃から100年に1度とも言われる大干ばつが半年以上続き、2010年6月には、江西、広西、広東、福建等南部で豪雨による洪水が起きている。また日本にも深く関係するところでは、春先に中国から飛来する黄砂による被害がある。こうした自然災害による直接的経済損失⁽¹⁾は、2008年は1兆1752億元（約17兆4752億円）、2009年は2524億元（約3兆4579億円）に上り⁽²⁾、自然災害が経済発展に与える影響も無視できない。第2回防災・減災⁽³⁾の日⁽⁴⁾を迎えるに当たり、2010年5月7日に、中国減災委員会（後述）の主催で「国家総合防災・減災と持続可能な発展フォーラム」が開催された。国務院副総理で同委員会の主任でもある回良玉は、フォーラム宛て書簡において「防災・減災は人民大衆の生命や安全に関わり、経済社会の発展の大局に関わるもので、党中央と国務院は非常に重視している。」と述べている⁽⁵⁾。

中国では気象災害がもたらす損失は、自然災害の71%を占めると言われており⁽⁶⁾、気象災害による被害を軽減することは、自然災害対策の

(1) 損失額は「2008年民政事业发展统计报告」2009.5.22; 「2009年民政事业发展统计报告」2010.6.10. 『统计报告』民政部ウェブサイト〈<http://cws.mca.gov.cn/article/tjbg/>〉より。以後、インターネット情報はすべて、2010年6月30日現在である。

(2) 円換算は「アジア各国・地域のレート」『海外経済データ』平成22年6月号, 2010.6, p.136.に掲載のレートによる。2008年は1元14.87円、2009年は1元13.70円で換算。

(3) 日本自然災害学会監修『防災事典』築地書館, 2002, p.100. によれば、減災とは「災害による人命、財産ならびに社会的、経済的混乱を低減させる試みの総体」を指す。

(4) 国務院は2009年3月2日に、防災・減災の意識向上と知識の普及のため、四川省汶川地震が発生した5月12日を防災・減災の日とすることを決定、同年5月12日に第1回の防災・減災の日を迎えた。

(5) 「回良玉：促进全社会防灾减灾意识和能力的提升」『中国共产党新闻』2010.5.17. 〈<http://cpc.people.com.cn/GB/64093/64094/11544808.html>〉

(6) 「[世界气象日]自然灾害之感：巨大损失背后的反思」2009.3.23. 新华网 〈http://news.xinhuanet.com/fortune/2009-03/23/content_11056907.htm〉

重要な柱である。本稿では、気象災害を中心として自然災害の現状とそれに対する中国の取り組みを紹介し、2010年4月から施行されている気象災害防御条例を訳出する。

I 中国の気象災害の現状

1 自然災害の現状

自然災害とは、台風、地震等の自然現象が人間の生命、身体や社会に与える損失や危害を指し、気象災害とは自然災害の中でも台風、風、雨等の大気現象による災害をいう。

中国の自然災害は、気象災害、地震災害、地質災害、海洋災害、生物災害等、火山活動による災害以外のすべてにわたっており、経済損失に各災害が占める割合は、気象災害71%、地質災害8%、海洋災害7%、生物災害6%、その他8%となっている⁽⁷⁾。国土の69%を占める山地や高原では地滑り、土石流、山崩れ等の地質災害が頻発し、国土面積の3分の2以上が洪水・冠水の脅威を受ける等、国のほとんどの地域で災害が発生し、また都市の70%以上では、自然災害の激しい地域に居住する人口が50%以上を占め、被災者を多く出している⁽⁸⁾。

表1は1990年～2009年の自然災害の状況をまとめたものである。死者は減少しているが、被災者数と経済損失は増加しており、世界的な傾向と概ね一致している。自然災害による被害は、平均して1年間に、被災者数4億人⁽⁹⁾、避難者数は1000万人、直接的経済損失は2000億元

余に上る。

また、特に水害や干害については、数十年に1度、100年に1度と言われるような深刻な災害が短期間に発生しており、気候の温暖化の影響とも考えられる。

2 気象災害の現状

中国の気象災害の特徴としては次の点が挙げられる。

①地理的な位置、地形の特徴により気象災害の種類が多い。地球上の様々な地域に特徴的な気象災害が中国国内で発生している。②国土が広いため、1年を通じて、異なる災害が発生している。春は干ばつ、砂塵嵐、低温、長雨等、夏は大雨、台風、干ばつ、落雷、高温等をもたらす災害が主である。秋は台風、干ばつ、長雨等、冬は寒波、強風、雪等による災害が主である。③災害の地域性がはっきりしている。例えば、熱帯低気圧は主として、東部、南部の沿海地区に被害をもたらす。④発生頻度が高く、持続時間が長い。干ばつを例にとると、広範囲の干ばつは平均して毎年7.5回発生し、一般的には数か月続くが、数年にわたることもある。広範囲の大雨は平均して年12回発生し、そのうち洪水・冠水災害を引き起こす大雨は5.8回である⁽¹⁰⁾。⑤気象災害による死亡の90%は農村で発生している。農村は都市に比べて施設の災害対応能力が低く、また警報などの情報伝達が遅いこと等が主な原因である⁽¹¹⁾。

気象災害の大きな特徴は上記のとおりだが、

(7) 同上

(8) 「中国的减灾行动」2009.5.11. 中央政府门户网站
(http://www.gov.cn/zwgk/2009-05/11/content_1310227.htm)

(9) 中国では遊水地に多くの人間が住んでいるという事情があるため、水害による被災者が非常に多いという指摘がある。栗城稔・江原竜二「中国における洪水の最近の状況について」『国際建設防災』2004年版, pp.69-71.

(10) 統計は李译椿「我国的气象灾害及科学防灾减灾」中国气象局, 2008.10.13.を参照した。
(http://www.cma.gov.cn/zwgk/yingjgl/200810/t20081013_18817.html)

(11) 矫梅燕「健全农业气象服务和农村气象灾害防御体系」『求是』2010年06期, 2010.3.16.
(http://www.qstheory.cn/zxdk/2010/201006/201003/t20100314_23617.htm)

以下に主要な気象災害の具体的な状況を述べる。

(1) 大雨による洪水・冠水災害

大雨による洪水・冠水は中国東部、沿海地区に多く起こり、気象災害の中でも被害が大きい。最近20年の統計⁽¹²⁾によれば、大雨による洪水・冠水及びそれが引き起こした土石流、山地がけ崩れ等による農地の被災面積は年平均1350万haで被災面積全体の27%、死者は同1,991人で気象災害による死者全体の66.37%を占め、直接的経済損失は816億元である。

(2) 干害

干害は大雨と並んで重大な災害で、農業生産に与える影響が大きい。全国各地で発生するが、北方では春に多く、長江流域、特に四川、湖南、江西等では酷暑の時期に多い。秋には、華南、華中、華北の広い範囲で起こる。最近20年の統計では、年間平均の農地被災面積は2557万haで、気象災害全体の被害の51.15%を占める。

(3) 台風災害

最近20年の統計によると、台風は年平均7回中国に上陸し、台風とその二次災害による死者は年平均486人で、気象災害による死者の16.2%に当たる。直接的経済損失は274億元である。

(4) 濃霧災害

濃霧は各地で発生するが、とりわけ四川盆地と長江下流での発生が多く、これらの地域では霧の年間発生数は増加の傾向にある。濃霧は交通事故を誘発するほか、変電設備の絶縁性を低下させ、送電線に故障が生じるという事故も発生している。

(5) 砂塵嵐災害

北方で多発する。1993年5月の甘粛、寧夏両

省の砂塵嵐災害では、死者81人、行方不明者31人、45万頭の家畜が死亡又は行方不明になるという被害が発生した⁽¹³⁾。

(6) 落雷災害

6月から8月にかけて発生するが、南方特に雲貴高原と四川盆地で頻繁に起こる。2003～2006年の統計によれば、毎年平均537人の死者を出しており、大雨による洪水・冠水に次ぐ数字である。

II 自然災害対策

この章では、この20年来の自然災害対策を、防災・減災計画や災害管理体制の面から採り上げる。

1 防災・減災計画

1989年4月に、国連の「国際防災の10年」⁽¹⁴⁾のアピールに応じて、中国国際減災十年委員会⁽¹⁵⁾（以下「十年委員会」）が設立され、それ以後、重要な防災・減災計画が策定されるようになった。

十年委員会は、国務院の議事調整機構（国務院の複数の行政機構にまたがる重要な業務の組織調整を任務とする機構）として設立され、当初は民政部、水利部、国家計画委員会⁽¹⁶⁾など国務院の各部、委員会や中国赤十字総会などを含めて28の機関の委員で構成されていた。その主な任務は、国の減災計画の立案、地方政府の災害軽減活動の指導、減災の普及活動等であった。「国際防災の10年」プログラム終了後の2000年10月に中国国際減災委員会と改称、2005

(12) この節の統計は(5)砂塵嵐災害を除き、前掲注(10)によった。

(13) 「黄砂問題検討会中間報告書」2004.9. 環境省ホームページ
(<http://www.env.go.jp/earth/dss/report/01/yoshi.pdf>)

(14) 「国際防災の10年」(International Decade for Natural Disaster Reduction: IDNDR) は、1990年からの10年間に、世界の自然災害の軽減を図るという活動で、1987年12月の国連総会でその宣言が採択された。

(15) 十年委員会の活動については「中国国際減災十年報告」『中国減災』9巻4号、1999.11、pp.8-17.を参照。

(16) 国家計画委員会は、その後1998年に国家発展計画委員会と改称、2003年には国家発展・改革委員会に改組。

年4月にはさらに中国国家減災委員会⁽¹⁷⁾と改称した。現在の減災委員会は国務院副総理を主任とし、34の政府部門や社会団体から構成されている。中国では災害の内容に応じて、それぞれ政府の各部門が対応するが、複数の部門の協力が必要な場合でも、それまで全体を調整する組織がなかったため、議事調整機構としての十年委員会の設立の意義は大きいと言えよう⁽¹⁸⁾。

次に主要な防災・減災計画を概観する。

(1) 中国21世紀議程

1994年3月に、政府は中国21世紀議程⁽¹⁹⁾を発表した。これは1992年の地球サミットで採択された21世紀に向けての環境保全行動計画「アジェンダ21」の中国版で、開発と環境保護を両立させるために採るべき行動をまとめている。第17章防災・減災において、減災が中国の持続可能な発展の基礎であることを明記し、①自然災害の管理水準を向上させること、②防災・減災の体系の確立を強化し、自然災害の損失を軽減すること、③人為的要素が誘発し、悪化させる自然災害を減少させることの3点を行動計画として提案している。

(2) 中華人民共和国減災規画（1998～2010年）

1998年4月に、国連開発計画の支援を受けて制定された中華人民共和国減災規画（1998～2010年）⁽²⁰⁾（以下「減災規画」）が公布された。減災規画は自然災害についての単独の計画としては初めてのもので、建国以来40年間に達成した減災事業と経験を総括して、今後の減災の方針、目標を提示した。次に、減災規画の内容を

紹介する。

それまでの減災事業の総括としては、第一に、水害、干害、震災、地質災害、海洋災害等の災害を軽減するための大規模施設を建設したことがめざましい成果として挙げられている。堤防、大中小のダム、防波堤、灌漑ステーション等の建設、鉱工業施設、鉄道、石油パイプライン、製油工場等への耐震工事や防護林の建設などである。一方減災のソフト面での対策として、全国に気象観測施設を設置した上で災害の観測システム、予報、警報システムを整備したことを挙げている。

また、経済の発展と社会の進歩が減災の基礎であると同時に、減災を強化することが経済の発展を保障するという考えに立ち、減災と経済建設の両方を進めること、予防を主とし、防災、災害救助を結合させ、国民の減災意識を高めること等を方針とした。主な目標は、国民経済と社会発展に対して全面的でかつ重要な影響のある減災工事の実施、減災科学技術の広い範囲での応用、国民の減災意識の向上等により、各種の災害の影響を軽減することとし、治水工事や地質災害の防災工事の推進、国家レベルでは減災の立法化等管理の強化、地方レベルでの総合的防災計画の策定等を具体的な行動計画としている。減災規画は次の国家総合減災第11期5か年規画の公布により途中で執行停止となった。

(3) 国家総合減災第11期5か年規画

2006～2010年を対象期間とする国家総合減災第11期5か年規画⁽²¹⁾は、2007年8月に制定され

(17) 組織の変遷、現状については中国国家減災網を参照（http://www.jianzai.gov.cn:9000/portal_space/）

(18) 「防災減災 理念先行」2009.5.12. 中国农业信息网
（http://202.127.45.50/ztzl/fzjzr/fzjzss/t20090512_1270977.htm）

(19) 「中国21世紀議程」本文は中国21世紀議程管理中心のサイトに掲載
（<http://www.acca21.org.cn/cca21pa.html>）

(20) 「中華人民共和国減災規画（1998～2010年）」本文は中国災害防衛協会のサイトに掲載
（<http://www.zaihai.cn/Html/2006930103445-1.Html>）

(21) 「国家総合減災“十一五”規画」本文は中央政府门户网站に掲載
（http://www.gov.cn/zwgk/2007-08/14/content_716626.htm）

た。この計画は、上述の減災規画以来の自然災害対策について、国家減災委員会の設置等の災害管理体制の整備、法制化、ダム、防波堤、防護林等の防災工事に大きな進展があり、災害観測・予報警報システムや自然災害応急対策計画（後述）の最低限の体系は構築できたと総括した上で、次の8点を脆弱性として挙げている。

①地方の減災総合調整メカニズム、部門間の情報共有と協力連動体制、民間組織等社会の減災への参加が不十分である。②減災の総合的な法令がなく、関連する政策が不完全である。災害保険の機能が十分発揮されておらず、災害救助、復興等の補助水準が低い。③災害観測システムが不完全で、予報・警報のカバー範囲と有効性は改善の余地がある。災害状況観測、情報収集、評価システムの開発が立ち遅れている。④防災・減災基礎施設の建設の強化が必要、災害多発地区の避難場所の建設が立ち遅れており、都市の防災基準、農村の住宅の防災基準が低い。⑤末端組織の災害応急対策計画の体系、災害救助物資の備蓄や応急通信等の改善が必要である。⑥減災資源センサス及び災害リスク調査評価が未実施で、各災害リスク分布状況の把握が不十分である。⑦減災領域の科学技術のサポート、特に総合的に災害リスクを軽減する科学技術業務が弱く、災害観測、予報警報、関連技術の研究開発が必要である。⑧各級災害管理人員の業務資質の向上、社会公衆の減災意識の向上が必要である。

その上で、次の8項目を課題として挙げている。①自然災害の隠れた危険と情報の管理能力の建設、②自然災害観測、予報警報能力の建設、③自然災害の総合防御能力建設の強化、④国家の自然災害の応急救援能力の建設、⑤巨大災害への対応能力の建設、⑥共同体の減災能力

の建設、⑦減災科学技術サポート能力の建設、⑧減災科学の宣伝教育能力の建設。

目標としては次の6項目を挙げている。①自然災害がもたらす年平均死亡人数を、第10期5か年規画期間（2001～2005年）より大きく減少させる。年平均直接的経済損失をGDPの1.5%以内にする。②各省、自治区、直轄市及び災害多発地区に減災の総合調整を行う仕組みを作る。③国家総合減災及びリスク管理の情報共有プラットフォームを作り、災害状況観測、予報警報、評価と緊急救助の指揮体制を作る。④災害発生24時間以内に、被災民が食物、飲用水、衣服、医療衛生支援、臨時の住まい等の生活支援を得られるようにする。⑤災害で壊れた民家を、規定の防災基準で再建する。災害多発地区に避難場所を設置する。⑥1,000の総合減災モデル地区を作り、85%の地区に減災・災害救助のボランティアを、95%以上の地区に1名の災害情報員を置き、公衆に対する減災知識普及率の大幅な向上を目指す。

そのほか、計画を実現するための措置として、2010年までに、政府統一指導、各部門の協力、社会の参加等の体制を築くこと、関係部門や地方政府に対し、減災計画をその国民経済・社会発展計画に組み入れることを義務づけることなどを定めている。

(4) 国家気象災害防御規画（2009～2020年）

2010年1月には、中国気象局と国家発展・改革委員会が共同で国家気象災害防御規画²²⁾（2009～2020年）を公表した。気象災害の防御についての10年計画である。目標として、気象災害の観測、警報、評価等の能力を高めること、全社会の気象災害防御意識と知識水準を高めること、「政府の指導、部門の連動と社会参加」という気象災害防御の仕組みや気象災害の防災・

²²⁾ 「国家気象災害防御規画（2009～2020年）」本文は中国気象局のサイトに掲載
 〈<http://zwgk.cma.gov.cn/upfile/2010/6/13//20100613114717163.doc>〉

減災体制を整備すること、国民経済と民生に対して重要な作用をもたらす気象災害防御プロジェクトを実施し、各気象災害の経済社会発展に対する影響を軽減すること等を掲げている。また計画終了時には、第11期5か年規画期間と比べて、気象災害がもたらす国民の死傷率を50%以上減らし、気象災害がもたらす経済損失のGDPに占める割合を50%低下させるという具体的な目標を掲げている。

本規画では都市、農村、沿海、大河川の流域、重要な交通幹線・送電線、重点戦略経済区を重要な防御区域として、それぞれの気象災害の特性とそれに合わせて進めるべき防災業務を挙げている。主要な課題としては①気象災害の観測能力の向上、②気象災害リスク評価の強化、③気象災害の総合防備能力の向上、④気象災害の応急処置能力の向上の4項目を挙げている。

また気象災害防御プロジェクトとして、2020年までに、都市気象災害防御、農村気象災害防御、落雷災害防御等の8項目にわたって、気象観測システムやリスク評価システム等を構築することを定めた。さらに、プロジェクト実現のために地方各級の人民政府が、それぞれ気象災害防御計画を立案し、その国民経済・社会発展計画に組み入れること等を要求している。

2 法制化

改革開放以後1980年代から法制化が進められ、30余りの防災・減災に関する法律、条例²³⁾が制定されてきた。しかし、いずれも個別の種類別の災害に対応する法律であって、日本の災害対策基本法に相当するような包括的な災害対策法は制定されていない。主な法律には「突発事

件対応法」「水土保持法」「防震減災法」「水法」「洪水予防法」「沙漠化予防法」「森林法」「草原法」などが、条例には「水文条例」「洪水予防条例」「森林防火条例」「草原防火条例」「地質災害予防条例」「破壊性地震応急条例」等がある。

気象に関する専門の法律としては「気象法」²⁴⁾(1999年10月31日公布、2000年1月1日施行)がある。気象法は、気象事業を国民経済と社会発展のための基本的な公益事業と位置付け、気象事業サービスの充実をはかり、また気象に関するいくつかの課題を解決するために制定された。その課題とは、気象災害の軽減、気象主管機構の権限の規定、重要な気象関連施設の規格の統一、観測施設の破壊防止²⁵⁾、予報・警報を公表できる機関についての規定、天候の人工調節²⁶⁾の法制化等である。その後「人工影響天候管理条例」が2002年3月19日に公布、同年5月1日から施行され、専ら気象に関する2つ目の条例として「気象災害防御条例」が2010年4月1日から施行されている。気象局はそのほか「気象探測環境及び施設保護弁法」「防雷減災管理弁法」「気球打ち上げ管理弁法」等の部門規則や気象国家標準等を発布し、各省(自治区、直轄市)の全人代と人民政府は、それぞれ気象に関する法令及び規則を制定するなど、法体系は整備されつつある。

3 災害管理体制

(1) 気象災害管理体制

中国の災害管理体制は、政府統一指導、部門責任分担、災害級別管理(災害のレベルに対応して各級人民政府が対処する)、属地管理(災害が発生した地域の政府が対処する)を原則と

²³⁾ 中国語の条例は行政法規を指す。

²⁴⁾ 「中华人民共和国气象法」全文は国务院法制办公室のサイトに掲載
(<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199910/19991000095037.shtml>)

²⁵⁾ 「中华人民共和国气象法释义」によれば、当時、気象観測施設の破壊や設備の盗難が深刻であったという。中国人大網 (http://www.npc.gov.cn/npc/flsyywd/xingzheng/2001-08/01/content_140414.htm)

²⁶⁾ 飛行機やロケット弾などを使い、上空でヨウ化銀等を放出することで、人工的な天候調整が行われている。

している。部門責任分担により、気象災害の観測、警報、リスク管理は気象局が行うが、気象による複合災害、二次災害については、それぞれの部門が責任を負う。即ち水害・干害は水利部、地滑りや土石流等の地質災害は国土資源部、海洋災害は国家海洋局、森林火災は国家林業局、農業病虫害は農業部が主管部門となっている。地方の人民政府にも、これらの部門が設置されているが、各部門は同時に中央の指導下にある。

また部門間の調整機構として、国务院の統一指導下に、中央には国家減災委員会、国家洪水干害防止総指揮部、国务院抗震救災指揮部、国家森林防火指揮部等が設置されている。地方政府においても、同様の総合調整機構の設置を進め、2009年7月までに、20の省（自治区）が減災委員会を設立している²⁷⁾。

(2) 危機管理体制の構築

中国では、2003年のSARSの発生を契機として、国家として危機管理体制の構築に力を入れ、応急対策計画²⁸⁾の体系ができあがり、地方政府や各部門でも応急対策計画が作成されるようになった。まず2006年1月8日に「国家突発公共事件総体応急対策計画」が公布、施行された。ここでいう突発公共事件は、自然災害、事故、保健衛生事件、治安事件の4種類で、これらに対応するために、国家総体応急対策計画、国家専項応急対策計画、国务院部門応急対策計画、地方応急対策計画、企業・事業単位応急対

策計画という5段階の応急対策計画の体系が示された。自然災害に関する国家専項応急対策計画としては、「国家自然災害救助応急対策計画」「国家洪水干害防止応急対策計画」「国家地震応急対策計画」「国家突発地質災害応急対策計画」「重大・特大森林火災処置応急対策計画」「国家気象災害応急対策計画」²⁹⁾等が公表されている。これらに対応する地方の応急対策計画も策定が進められている。例えば「国家自然災害救助応急対策計画」に対応する各地方の応急対策計画については、全国の省級、地区級³⁰⁾の応急対策計画はすべて完成、県級政府も98.7%が応急対策計画を作成している³¹⁾。

III 気象災害防御条例について

1 制定の経緯

近年、中国では強大な台風や、突発的、局地的な高温、低温、大雨等が頻発するようになり、経済発展と国民生活の改善という観点から、気象災害の予防、気象観測や予報・警報等の業務を法制化によって強化することが必要となってきた³²⁾。しかし「気象法」はその第5章で、気象災害防御業務について原則的な規定を定めているものの、災害予防措置、応急措置に関しての規定がなく、また防御体制、応急対策計画、警報や災害調査等についても具体性を欠いており、それらを補う行政法規として「気象災害防御条例」（以下「防御条例」）が制定されることとなった。

²⁷⁾ 「減災救災60年」『中国減災』2009年10期，2009.10.3，p.20.

²⁸⁾ 中国語原文は「应急预案」で、応急マニュアル、応急準備案、応急事前案、応急計画等とも訳されているが、本稿では応急対策計画とした。

²⁹⁾ 「国家气象灾害应急预案」全文は中国气象局のサイトに掲載
 〈<http://zwgk.cma.gov.cn/web/showsendinfo.jsp?id=2200>〉

³⁰⁾ 中国の地方行政は、省級、地区級、県級、郷級の4階層（級）に分けられ、地区級に属する行政単位には、地区、地区級市、自治州等がある。

³¹⁾ 前掲注²⁷⁾ p.19.

³²⁾ 「国务院法制办负责人就《气象灾害防御条例》答记者问」2010.2.2. 中国政府法制信息网に掲載
 〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgdw/201002/20100200194730.shtml>〉

防御条例は、中国気象局が地方の気象局や国家発展・改革委員会、国務院の関係部門等の意見聴取を行った上で、2004年4月に起草を開始し、2007年10月の中国気象局の局務会の討論を経て「気象災害防御条例（送審稿）」を国務院法制弁公室に提出した。法制弁公室は国務院関係部門と31の省（自治区、直轄市）の人民政府に意見を求め、専門家の論証会や国内外の関係調査研究機関との座談会を開き、また社会公衆の意見を聴取した。その後民政部、住宅・都市農村建設部、交通運輸部門等と調整を繰り返し、「防御条例（草案）」を作成、国務院に報告した。こうして、防御条例は2010年1月20日に国務院第98回常務会の審議を通過し、1月27日に国務院から公布された。

2 構成と概要

防御条例は6章48条から構成されている。第1章「総則」では、主に防御条例の立法の目的、適用範囲、気象災害防御業務の原則、関連部門の連携や職責等を規定する。本条例でいう気象災害の種類について、台風、大雨（雪）、寒波、強風（砂塵嵐）、低温、高温、干ばつ、落雷、ひょう、霜及び濃霧等によってもたらされる災害と規定した（第2条）。ただし気象的要因が誘発して起こる水害、干害、地質災害、海洋災害及び森林草原火災等の複合災害及び二次災害については、この条例ではなく、関係する法律および行政法規の規定を適用するとしている。

防御業務の原則として、人間本位（人間を最優先する）、科学防御、部門間の連動と社会の参加を掲げ（第3条）、社会の参加については、「公民、法人及びその他の組織は、気象災害防御業務に参加する義務を有し、気象災害が発生した際には、自助互助の活動を展開する（第9条）」と義務付けている。また必要な経費については、地方の人民政府が予算に組み入れるこ

とを明記している（第4条）。

第2章「予防」では、気象災害の被害を軽減するために、各政府機関が実施すべき業務について規定する。県級以上の地方人民政府に対し、各行政区域内の過去の気象災害についての全面調査とそのデータベースの構築、リスク評価、危険区域の画定を義務付けている（第10条）。またこれらを基に、国務院の気象主管機構と県級以上の地方人民政府が防御計画及び応急対策計画を立案することを規定し（第11条、第15条）、気象災害の種類ごとに、地方各級の人民政府が予防措置として実施すべき準備業務を具体的に挙げている（第18条～第22条）。特に農村については、その災害予防の基盤が弱いことから、観測施設の建設や情報伝達の強化について定めている（第25条）。

第3章「観測、予報及び警報」では、気象災害観測施設の建設と気象災害警報の公表、その報道について定める。県級以上の人民政府は、気象災害観測施設の建設と情報ネットワークの整備を強化し、情報共有を実現しなければならない（第28条）。各気象台・ステーションは、予報・警報の能力を向上させなければならない（第29条）、警報を公表できるのは、各級の気象主管機構に所属する気象台・ステーションのみで、他の組織や個人は、警報を公表してはならない（第30条）。各メディアは、気象台・ステーションから提供された警報を速やかに報道しなければならない（第31条）。

第4章「応急処置」は、気象災害応急対策計画の発動（第34条）及び解除（第41条）、県級以上の人民政府及び関連部門が採るべき措置や履行すべき職務（第36条、第38条～第39条）について規定する。また、地方各級の人民政府は応急処置業務終了後には、被災状況の調査を実施し、復興再建計画を制定して1級上の人民政府に報告することを義務付けている（第42条）。

第5章「法律責任」は、地方人民政府、各級

の気象主管機構、その他の関係部門が防御条例の規定に違反した場合の責任追及について規定する。無断で警報を出す、虚偽の天気情報を伝える等のメディアの違法行為については、過料等の処罰を与えることも規定されている（第46条）。

おわりに

中国の気象災害への取組みは、長い間、ダム、堤防などのインフラ整備と災害発生後の災害救助に重点があったと言ってよいであろう。しかし、最近では、災害時の応急体制や応急対策計画の整備、災害に関する知識の普及や避難訓練等、日常的に災害を想定した事前準備を行うことの重要性が認識され、国家レベルでも、地方レベルでも関連する計画に取り入れるようになってきた。本稿では触れなかったが、中国では日本の災害対策や体制についても多くの研究が行われており、より良い方法を求めて模索

を続けているように思われる。例えば、中国減災委員会専門家委員会³³の委員である王昂生は、中国の災害管理体制について、現在のように各部門で管理を行うのではなく、「災害応急部」のような1つの組織を新設するのが望ましいと述べている³⁴。

地球の温暖化、極端な天気の実現により、気象災害は今後発生頻度が増加するとともに、被害も大きくなることが予想される。2008年12月13日、日本、中国、韓国の3か国首脳会議の際に、3か国は特に水に関する災害情報の共有化の重要性を認識し、総合的な防災体制の整備や災害に対する脆弱性の低減及び被害の極小化のための対策・体制の整備等の分野で協力を強化することを決定している。このように気象災害対策は、ますます国際的な協力が必要な分野になると思われる。

(みやお えみ)

³³ 中国減災委員会専門家委員会は、中国減災委員会の下に設置されている委員会。主要な職務は、国家の減災政策や計画の諮問・建議、減災の重要な建設プロジェクトや科学技術プロジェクト等について審査や評価を行うことである。現在、38名の専門家で構成されている。

(http://www.jianzai.gov.cn:9000/portal_space/main.view?siteId=4028815d24373c290124374240730003)

³⁴ 前掲注(18)

表1 中国の自然災害 1990～2009年

年	被災者数 (万人)	死亡者数	避難人数 (万人)	*農地受 災面積 (万ha)	*絶収面 積 (万ha)	家屋倒壊 (万室)	直接的経 済損失 (億元)	重大な気象災害 (200人以上の死者が 出た災害、記録的な干ばつや大雨、特 定の地域で稀な災害等) ()は被災地域
1990	29348	7338	579	3847		247	616	大雨・洪水 (長江流域)
1991	41941	7315	1309	5547		582	1215	長期大雨・洪水 (長江流域) 大雨・洪水 (淮河流域) 大雨・洪水 (四川、湖北等)
1992	37174	5741	304	5133		197	854	大雨・洪水 (江南、華南) 大雨・洪水 (甘肅、寧夏)
1993	37541	6125	308	4867		272	933	大雨・洪水 (陝西、河北等)
1994	43799	8549	1054	5504		512	1876	大雨・洪水 (華南、長江流域) 50年に 1度 大雨・山崩れ・土石流 (広西、広東、 湖南) 大雨・洪水 (華中、華北、東北)
1995	24215	5561	1064	4587		439	1863	大雨・洪水 (江南) 大雨・洪水 (四川、雲南)
1996	32305	7273	1216	5975		809	2882	大雨・洪水 (長江流域) 大雨・洪水 (淮河流域) 大雨・洪水・地すべり (河北、山東、 河南) 洪水 (新疆ウイグル自治区) 数百年ぶ り
1997	47886	3212	511	5343		288	1975	大雨・洪水 (広東、福建、湖南) 大雨・洪水 (淮河流域)
1998	35216	5511	2082	2229		821	3007	大雨・洪水 (長江流域) 建国後 2 番目 の降水量 (1954年に次ぐ) 大雨・洪水 (松花江)
1999	35319	2966	665	4998		175	1962	大雨・洪水 (長江流域)
2000	45652	3014	467	5469	1015	147	2045	干ばつ (北部)
2001	37256	2538	211	5215	822	92	1942	干ばつ (山東、天津)
2002	37842	2840	472	4712	656	176	1717	集中豪雨・洪水 (陝西) 100年に 1 度 大雨・洪水・地滑り (長江流域)
2003	49746	2259	707	5439	855	343	1884	大雨・洪水 (淮河流域)
2004	33921	2250	563	3711	436	155	1602	台風・洪水 (浙江) 大雨・洪水 (四川)
2005	40654	2475	1570	3882	460	226	2042	干ばつ (雷州半島) 50年ぶりの被害 大雨・洪水 (福建、広東、広西) 広東 で400年ぶりの豪雨、100年ぶりの洪水
2006	43453	3186	1385	4109	541	193	2528	干ばつ (四川、湖南、甘肅、貴州) 建 国以来最悪の被害 台風・洪水 (湖南、広東、福建) 建国 以来最大級規模の台風
2007	39778	2325	1499	4899	575	147	2363	大雨・洪水 (淮河流域)
2008	47795	88928	2682	3999	403	1098	11752	大雨・洪水 (華南) 50年に 1 度 低温・雪 (南部)
2009	47934	1528	710	4721	492	84	2524	干ばつ (雲南、四川、貴州) 100年に 1度

(注) *受災面積とは災害のために1割以上減産した農地面積を、絶収面積とは、8割以上減産した農地面積をいう。
(出典) 統計は「民政事业发展统计报告」1986-2009年『统计报告』民政部ウェブサイト<<http://cws.mca.gov.cn/article/tjbg/>>;『中国民政統計年鑑』2000-2009年版, 中国統計出版社, 2000-2009.をもとに、各単位の少数点以下を四捨五入した。
重大な気象災害は「世界の主な自然災害年表」岡田義光編『自然災害の事典』朝倉書店, 2007;『中国気象災害大典』総合巻, 气象出版社, 2005;「災害情報一覧」アジア防災センター<http://www.adrc.asia/latest_disaster_j.php>等を参考に著者作成。

気象災害防御条例

气象灾害防御条例

(2010年1月20日国务院常务会议第98回会議採択
国务院令 第570号 2010年1月27日公布)

海外立法情報調査室 宮尾 恵美訳

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 予防
- 第3章 観測、予報及び警報
- 第4章 応急処置
- 第5章 法的責任
- 第6章 附則

第3条 気象災害防御業務は、人間本位、科学的防御、部門の連動及び社会の参加という原則により実行する。

第4条 県級以上の人民政府⁽¹⁾は、気象災害防御業務に対する組織化、指導及び調整を強化し、気象災害の防御を当該級の国民経済・社会発展計画に組み入れ、必要な経費は、当該級の財政予算に計上しなければならない。

第1章 総則

第1条 気象災害の防御を強化し、気象災害がもたらす損失を回避し又は軽減し、人民の生命及び財産の安全を保障するため、「中華人民共和国気象法」に基づき本条例を定める。

第2条 中華人民共和国の領域及び中華人民共和国の管轄するその他の海域内において気象災害防御活動に従事する場合には、本条例を遵守しなければならない。

本条例において「気象災害」とは台風、大雨(雪)、寒波、強風(砂塵嵐)、低温、高温、干ばつ、落雷、ひょう、霜及び濃霧等によりもたらされる災害を指す。

気象的要因が誘発して起こる水害、干害、地質災害、海洋災害及び森林草原火災等の複合災害及び二次災害の防御業務は、関係する法律及び行政法規の規定を適用する。

第5条 国务院の気象主管機構及び国务院の関係部門は、役割の分担に従い、共同して、全国の気象災害防御業務を遂行しなければならない。

地方各級の気象主管機構及び県級以上の地方人民政府の関係部門は、役割の分担に従い、共同して、当該行政区域の気象災害防御業務を遂行しなければならない。

第6条 気象災害防御業務が2以上の行政区域にわたる場合には、関係する地方人民政府及び関係部門は、共同防御制度を確立し、情報交流及び監督検査を強化しなければならない。

第7条 地方各級の人民政府及び関係部門は、様々な形式を取り入れ、社会に対し気象災害防御の知識を宣伝普及し、公衆の防災・減災

(1) 訳者注：中国の地方行政機構は基本的に、省級、地区級、県級及び郷級の各級に分けられる。「県級以上の人民政府」とは、省級から県級までの各地方政府のほか、中央政府(国务院)まで含まれる。他の条項にある「県級以上の地方人民政府」とは、省級から県級までの地方人民政府をいい、中央政府は含まれない。また「地方各級の人民政府」とは、省級から郷級までの各地方人民政府をいう。

の意識及び能力を高めなければならない。

学校は、気象災害防御の知識を、関連する教育課程及び課外教育の内容に組み入れ、学生の気象災害に対する防備意識及び自助互助の能力を培い高めなければならない。教育及び気象等の部門は、学校が展開する気象災害防御教育に対して、指導及び監督を行わなければならない。

第8条 国は、気象災害防御の科学技術研究の発展を奨励し、気象災害防御の先進的技術の普及及び応用を支援し、国際協力及び交流を強化し、気象災害防御の科学技術水準を向上させることとする。

第9条 公民、法人その他の組織は、気象災害防御業務に参加する義務を有し、気象災害が発生した際には、自助互助の活動を展開する。

国の関連規定に従い、気象災害防御業務において著しい貢献をした組織及び個人を表彰し、及びこれに褒賞を与える。

第2章 予防

第10条 県級以上の地方人民政府は、気象等の関係部門を組織し、当該行政区域内で発生した気象災害の種類、回数、強度及び生じた損失等の状況について、気象災害の全面調査を展開し、気象災害データベースを構築し、気象災害の種類に応じて気象災害リスク評価を行い、かつ、気象災害の分布状況及び気象災害リスク評価の結果に基づいて、気象災害危険区域を画定しなければならない。

第11条 国務院の気象主管機構は、国務院の関係部門と共同して、気象災害リスク評価の結果及び気象災害危険区域に基づき、国家気象

災害防御計画を立案し、国務院に報告し許可を得た後に実施を企画しなければならない。

県級以上の地方人民政府は、関係部門を組織し、1級上の人民政府の気象災害防御計画に基づき、その区域の気象災害の特性を勘案して、当該行政区域の気象災害防御計画を策定しなければならない。

第12条 気象災害防御計画には、災害の発生・拡大の法則及び状況、防御の原則及び目標、災害の発生しやすい地区及び時季、防御施設の建設及び管理並びに防御措置等の内容を記載するものとする。

第13条 国務院の関係部門及び県級以上の地方人民政府は、気象災害防御計画に基づき、気象災害防御施設の建設を強化し、気象災害防御業務を遂行しなければならない。

第14条 国務院の関係部門は、電力及び通信等の基礎施設の工事建設基準を制定する場合には、気象災害の影響を考慮しなければならない。

第15条 国務院の気象主管機構は、国務院の関係部門と共同して、気象災害防御の必要に基づき、国家気象災害応急対策計画を策定し、これを国務院に報告してその許可を得なければならない。

県級以上の地方人民政府及び関係部門は、気象災害防御計画に基づき、当該地域の気象災害の特性及び生じるおそれのある被害を勘案して、当該行政区域の気象災害応急対策計画の策定を図り、1級上の人民政府及び関連部門に報告し、その記録に残さなければならない。

第16条 気象災害応急対策計画には、応急対策

計画の発動基準、応急組織指揮系統及びその職務、予防及び警報のメカニズム、応急処置・措置及び保障措置等の内容を記載するものとする。

第17条 地方各級の人民政府は、当該地域の気象災害の特性に基づき、気象災害応急訓練を実施し、応急救援能力を高めなければならない。居民委員会⁽²⁾、村民委員会及び企業・事業単位⁽³⁾は当該地域の人民政府に協力し、気象災害防御知識の普及及び気象災害応急訓練業務を遂行しなければならない。

第18条 強風（砂塵嵐）及び竜巻が多発する区域の地方各級の人民政府及び関係部門は、防護林及び緊急避難場所等の建設を強化し、かつ、定期的に建築物・構造物の防風・危険回避措置の監督検査を展開しなければならない。

台風が多発する区域の地方各級の人民政府及び関係部門は、防波堤、堤防、避難港、防護林、避難停泊地及び緊急避難場所等の建設を強化し、かつ、台風の状況に基づき人の避難等の準備業務を遂行しなければならない。

第19条 地方各級の人民政府、関係部門及び単位は、当該地域の降雨の状況に基づき、定期的に各種排水施設の検査を実施し、遅滞なく河道及び排水管網を浚渫して通水を改良し、危険なダムを補強し、地質災害が発生しやすい地区及び堤防等重要な危険区域の巡回を強化しなければならない。

第20条 地方各級の人民政府、関係部門及び単位は、当該地域の降雪、結氷の発生状況に基づき、送電線及び通信線路の巡回を強化し、交通の円滑化、積雪（氷）の除去、線路の保守等の準備業務を遂行しなければならない。

関係する単位及び個人は、当該地域の降雪の状況に基づき、危険で古い家屋の補強、食糧・飼料の備蓄、家畜の避難等の準備業務を遂行しなければならない。

第21条 地方各級の人民政府、関係部門及び単位は、高温が発生する前に電気の供給、水の供給及び防暑用医薬品の供給の準備業務を遂行し、かつ、労働時間を合理的に調整しなければならない。

第22条 濃霧及びもやが多発する区域の地方各級の人民政府、関係する部門及び単位は、飛行場、港、高速道路、航路及び漁場等の重要な場所並びに交通の要路における濃霧及びもやの観測施設の建設を強化し、交通の円滑化、管理調整及び防護等の準備業務を遂行しなければならない。

第23条 各種の建築物・構築物、場所及び施設に避雷装置を取り付ける場合には、国の防雷に関する基準に適合しなければならない。

新築・新設、改築及び増築を行う建築物・構築物の設計書類に対しては審査を行い、避雷装置の設計について、気象を主管する機構の意見を求めなければならない。新築・新設、改築及び増築を行う建築物・構築物に対して、完成した工事の検収を行う際には、同

(2) 訳者注：居民委員会とは、都市部における居住区住民の自治組織、村民委員会は農村部における自治組織で、正式な行政機構には含まれない。

(3) 訳者注：単位とは、従来は政府機関、団体又はそれに属する各部門を指したが、現在では広く、会社、事業体、法人などの組織も指す。事業単位とは、社会公益目的のため、国家機関により運営、またはその他の組織が国有資産を利用し運営するもので、教育、科学技術、文化、衛生などの活動に従事する組織をいう。

時に気象の主管機構が参加して避雷装置も検収しなければならない。雷が発生しやすい地区内の鉱区、観光スポット又は使用を開始している建築物・構造物及び施設に、単独で避雷装置を取り付けなければならない場合には、避雷装置の設計審査及び完成時の検収は、県級以上の地方の気象主管機構が責任を負う。

第24条 避雷装置の設計、施工及び検査に専門に従事する単位は、次の条件を備え、国務院の気象主管機構又は省、自治区若しくは直轄市の気象主管機構が交付する資格証明書を取得しなければならない。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 所在地が一定している事務所並びに必要な設備及び施設を有すること。
- (3) 相応の専門技術員を有すること。
- (4) 技術及び品質についての十分な管理制度を有すること。
- (5) 国務院の気象主管機構が規定するその他の条件

電力及び通信の避雷装置の検査に従事する単位の資格証明書は、国務院の気象主管機構及び国務院の電力又は通信の主管部門が共同で交付する。法令に従い建設工事の設計及び施工の資格を取得した単位は、許可された資格の範囲内で、建設工事の避雷装置の設計及び施工に従事することができる。

第25条 地方各級の人民政府及び関係部門は、当該地域の気象災害の発生状況に基づき、農村地区の気象災害予防、観測及び情報伝達等の基礎施設の建設を強化し、総合的な対策を採用し、農村の気象災害防御業務を遂行しなければならない。

第26条 各級の気象主管機構は、当該級の人民政府の指導及び調整の下で、実際の状況に基づき、天候の人工調節業務の実施を図り、気象災害の影響を軽減しなければならない。

第27条 県級以上の人民政府の関係部門は、国の重要な建設工事、重要な区域経済開発プロジェクト、大型太陽エネルギー及び風力エネルギー等の気候資源開発利用プロジェクト並びに都市農村計画の立案においては、気候ファイジビリティ及び気象災害のリスクを総合的に考慮し、気象災害の影響を防止し、軽減しなければならない。

第3章 観測、予報及び警報

第28条 県級以上の地方人民政府は、気象災害防御の必要に基づき、応急移動気象災害観測施設を建設し、応急観測部隊を整備し、気象災害観測システムを十分なものにしなければならない。

県級以上の人民政府は、気象災害観測情報ネットワークを調整し、十分なものにし、情報資源の共有を実現しなければならない。

第29条 各級の気象主管機構及びその所属する気象台・ステーションは、災害性天気⁽⁴⁾の予報システムを十分なものとし、災害性天気予報及び警報の正確性及び有効性を向上させなければならない。

各級の気象主管機構に所属する気象台・ステーション、その他の関係部門に所属する気象台・ステーション並びに災害性天気の観測及び予報に係る単位は、気象災害防御の必要に基づき、その役割に従い、災害性天気の観測業務を展開し、かつ、気象主管機構及

(4) 訳者注：災害性天気とは、強風、大雨、竜巻、雹等、気象災害の原因となる天気をいう。

び関係する災害防衛及び救助部門に対し、降雨の状況、水の状況、風の状況、干ばつの状況等の観測情報を遅滞なく提供しなければならない。

各級の気象主管機構は、気象災害防衛の必要に基づき、地区間又は部門間にわたる気象災害連合観測を組織し展開し、かつ、人口密集区、農業生産区、地質災害の発生しやすい区域、重要な河川の流域、森林、草原及び漁場を、気象災害観測の重点区域としなければならない。

第30条 各級の気象主管機構に所属する気象台・ステーションは、職務に従い、社会に対し、災害性天気警報及び気象災害警報信号⁽⁵⁾を統一的に発布し、かつ、遅滞なく、関係する災害防衛及び救助部門に通報しなければならない。その他の組織及び個人は、社会に対し災害性天気警報及び気象災害警報信号を公表してはならない。

気象災害警報信号の種類及びレベルは、国務院の気象主管機構がこれを定める。

第31条 ラジオ、テレビ、新聞及び電信等の媒体は、当該地域の気象主管機構に所属する気象台・ステーションが提供する適時の災害性天気警報及び気象災害警報信号を、遅滞なく、社会に対し放送し又は掲載し、かつ、当該地域の気象台・ステーションの要求に基づいて、遅滞なく追加放送をし、臨時放送をし又は掲載しなければならない。

第32条 県級以上の地方人民政府は、気象災害警報情報公表システムを作り、十分なものとし、気象災害防衛の必要に基づき、交通の中核及び公共の活動場所等の人口密集区域並びに気象災害が発生しやすい区域に、災害性天気警報及び気象災害警報信号を受け及び放送する施設を建設し、かつ、施設の正常運営を保証しなければならない。

郷（鎮）⁽⁶⁾の人民政府及び街道弁事処⁽⁷⁾は、人員を確定し、気象主管機構及び民生部門に協力して、気象災害防衛知識の周知、緊急連絡、情報の伝達、災害報告及び災害状況調査等の業務を展開しなければならない。

第33条 各級の気象主管機構は太陽嵐、磁気嵐等の宇宙気象災害の観測、予報及び警報の業務を遂行しなければならない。

第4章 応急処置

第34条 各級の気象主管機構に所属する気象台・ステーションは、当該級の人民政府及び関係部門に対し、災害性天気の予報及び警報の状況並びに気象災害警報情報を遅滞なく報告しなければならない。

県級以上の地方人民政府及び関係部門は、災害性天気警報、気象災害警報信号及び気象災害応急対策計画の発動基準に基づき、相応の応急対策計画を発動させる決定を遅滞なく行い、社会に公表し、かつ、1級上の人民政府に報告しなければならない。必要に応じ、

(5) 訳者注：気象災害警報信号とは、警報の名称（台風警報、大雨警報等）、標識（警報の内容をサイン化したもの）、警報の基準及び防災の手引きから成る。警報は、予想される危険や緊急度により4段階のレベルに分けられ、災害の種類によってそのうちの2～4種類の警報を使用する。重大なものから順番にⅠ級、Ⅱ級、Ⅲ級、Ⅳ級で、標識の色は、赤、橙、黄、青と決められている。

(6) 訳者注：郷と鎮は、県または県級市などの指導を受ける末端の行政区域。郷は農村に、鎮は商工業を中心とし、人口が比較的集中している区域に設けられる。

(7) 訳者注：県級市や市管轄区が所管の地区をいくつかの区域に分け（街道）、それぞれの街道に設置した出先機関。

級を超えて上級に報告し、かつ、当該地域の駐屯軍及び危害を受ける可能性のある隣接地区の人民政府に通報することができる。

省、自治区及び直轄市にわたる広い範囲の気象災害が発生し、かつ、大きな危害をもたらしたときには、国務院は、国家気象災害応急対策計画の発動の決定を行う。

第35条 県級以上の地方人民政府は、災害性天気の影響範囲及び強度に基づき、死傷者又は重大な財産の損失が生じるおそれのある区域を、臨時に気象災害危険区と定め、かつ、遅滞なく公告しなければならない。

第36条 県級以上の地方人民政府及び関係部門は、気象災害の発生状況に基づき、「中華人民共和国突発事件対応法」の規定に従い、遅滞なく応急処置・措置をとらなければならない。緊急を要する場合には、遅滞なく動員を行い、災害の脅威を受ける人の移転、分散を手配し、自助互助を展開しなければならない。

当該地域の人民政府及び関係部門が採用する気象災害応急処置・措置に対し、いかなる単位又は個人も実施に協力しなければならず、気象災害救助活動を妨害してはならない。

第37条 気象災害応急対策計画が発動された後は、各級の気象主管機構は、所属する气象台・ステーションを組織し、気象災害の観測及び評価を強化し、応急移動気象災害観測施設の使用を開始し、現地での気象サービスを展開し、当該級の人民政府及び関係部門に、遅滞なく、災害性天気の実況、変化の状況及び評価の結果を報告し、当該級の人民政府が

気象災害を防ぐ準備を行うために、その意思決定の根拠を提供しなければならない。

第38条 県級以上の人民政府の関係部門は、各自の職務に従い、相応の応急業務を遂行しなければならない。民政部門は、避難場所及び救助物質の供給所を設置し、被災者の救助業務を展開し、かつ、所定の職務に従い、災害状況を調査確認して、災害情報を公表しなければならない。

衛生主管部門は、医療、応急手当及び衛生防疫等の衛生応急業務を組織しなければならない。

交通運輸、鉄道等の部門は、救援物資、設備、薬物及び食品を優先的に運送し、遅滞なく、破損を受けた道路交通施設を補修しなければならない。

住宅・都市農村建設部門は、水供給、ガス供給、熱供給⁽⁸⁾等、都市行政の公共施設の安全な操業を保障しなければならない。

電力及び通信の主管部門は、電力及び通信の応急保障業務を組織し遂行しなければならない。

国土資源部門は、地質災害の観測及び予防業務を組織し展開しなければならない。

農業主管部門は、農業災害防止、災害救助及び農業生産技術の指導業務を組織し展開しなければならない。

水利主管部門は、主要な河川及びダムの水量を総合的に管理調整し、洪水及び干害防止業務を組織し展開しなければならない。

公安部門は、被災区の社会治安及び道路交通秩序の維持に責任を負い、協力して被災地区の大衆を組織し、緊急避難を行わなければならない。

(8) 熱供給とは、熱供給施設で作った蒸気やお湯を、配管を通じて地域の住宅やビルなどに供給、暖房等に使用するシステム。

第39条 気象、水利、国土資源、農業、林業及び海洋等の部門は、気象災害の発生状況に基づき、気象的要因が誘発する複合災害及び二次災害に対する連合観測を強化し、かつ、相応の応急対策計画に基づき、各応急処置業務を遂行しなければならない。

第40条 ラジオ、テレビ、新聞及び電信等の媒体は、遅滞なく、正確に、社会に対し気象災害の発生、進行及び応急処置の状況を報道しなければならない。

第41条 県級以上の人民政府及び関係部門は、気象主管機構が提供する、災害性天気の発生及び進行の状況に関する情報並びに災害の拡大状況に基づき、関係する規定に従い、気象災害のレベルを適宜調整し、又は気象災害応急措置を解除する決定を行わなければならない。

第42条 気象災害の応急処置業務が終了した後には、地方各級の人民政府は、関係部門を組織し、気象災害がもたらした損失について調査を行い、復興再建計画を制定し、かつ、1級上の人民政府に報告しなければならない。

第5章 法的責任

第43条 この条例の規定に違反し、地方各級の人民政府、各級の気象主管機構及びその他の関係部門並びにその職員に、次に掲げる行為のいずれかがあった場合には、その上級機関又は監察機関は、その是正を命ずる。状況が重大な場合には、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法令に従い処分を行う。その行為が犯罪を構成する場合には、法令に従い刑事責任を追及する。

(1) 規定に反し気象災害防御計画又は気象

災害応急対策計画を策定しなかったこと。

(2) 規定に反し気象災害予防対策をとらなかったこと。

(3) 条件に適合しない単位に避雷装置の設計、施工及び検査の資格証明証を交付したこと。

(4) 隠ぺい、虚偽報告又は職務怠慢による重大な報告漏れ、災害性天気警報及び気象災害警報信号の誤報

(5) 気象災害応急措置を遅滞なく行わなかったこと。

(6) その他の職務不履行

第44条 この条例の規定に違反し、次に掲げる行為のいずれかがあった場合には、県級以上の地方人民政府又は関係部門は、その是正を命ずる。治安管理中に違反する行為を構成する場合には、公安機関は法令に従い処罰を行う。その行為が犯罪を構成する場合には、法令に従い刑事責任を追及する。

(1) 規定に反し気象災害予防措置をとらなかったこと。

(2) 所在地の人民政府及びその関係部門が公布する気象災害応急措置の決定若しくは命令に従わなかったこと、又は法令により採用された気象災害応急措置の実施に協力しなかったこと。

第45条 この条例の規定に違反し、次に掲げる行為のいずれかがあった場合には、県級以上の気象主管機構又はその他の関係部門は、権限によりその違法行為を停止するよう命令し、5万元以上10万元以下の過料に処する。違法所得があった者は、違法所得を没収する。人に損失を与えた者は、法令に従い賠償責任を負う。

(1) 無資格で、又は資格の範囲を超えて、

避雷装置の設計、施工又は検査に従事したこと。

- (2) 避雷装置の設計、施工又は検査において不正の行為をすること。

第46条 この条例の規定に違反し、次に掲げる行為のいずれかがあった場合には、県級以上の気象主管機構は是正を命令し、警告を与え、5万元以下の過料に処することができる。治安管理に違反する行為を構成する場合には、公安機関が法令に従い処罰を与える。

- (1) 独断で、社会に向けて災害性天気警報、気象災害警報信号を公表したこと。
(2) ラジオ、テレビ、新聞及び電信等の媒体が、要求に従わず災害性天気警報及び

気象災害警報信号を放送又は掲載しなかったこと。

- (3) 偽の又は違法なルートで入手した災害性天気情報及び気象災害状況を報道したこと。

第6章 附則

第47条 中国人民解放軍の気象災害防御活動は、中央軍事委員会の規定に従い執行する。

第48条 本条例は2010年4月1日から施行する。

(みやお えみ)